

○大分県沿岸漁業改善資金貸付規則

昭和五十四年十月十日
大分県規則第六十二号

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則をここに公布する。

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則

(趣旨)

第一条 県が行う沿岸漁業従事者等に対する沿岸漁業改善資金の貸付け(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の貸付けを含む。)については、沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和五十四年政令第二百二十四号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和五十四年農林水産省令第二十二号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和四年農林水産省告示第五百三十五号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。

(令四規則三八・全改)

(沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等ごとの貸付限度額及び償還期間等)

第二条 県が貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等ごとの貸付限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。

経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
一 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金(略称 操船作業省力化機器等設置資金)	1 自動操だ設置の設置費用 2 遠隔操縦装置の設置費用 3 サイドスラスターの設置費用 4 レーダーの設置費用 5 自動航跡記録装置の設置費用 6 GPS受信機の設置費用	五百万円(自動操だ装置を設置する場合にあつては一台につき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては一台につき五十万円、サイドスラスターを設置する場合にあつては一台につき四百万円、レーダーを設置する場合にあつては一台につき百八十万円、自動航路記録装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、GPS受信機を設置する場合にあつては一台につき百三十万円)	七年以内(据置期間一年以内を含む。)、 <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)</u> 第十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)、 <u>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十五年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」とい</u>

う。)第十
条に規定す
る資金を借
り入れる場
合にあつて
は九年以内
(据置期間
一年以内を
含む。)、
地域資源を
活用した農
林漁業者等
による新事
業の創出等
及び地域の
農林水産物
の利用促進
に関する法
律(平成二
十二年法律
第六十七
号。以下
「六次産業
化法」とい
う。)第十
一条第二項
に規定する
資金を借り
入れる場合
にあつては
九年以内
(据置期間
三年以内を
含む。)、
環境と調和
のとれた食
料システム
の確立のた
めの環境負
荷低減事業
活動の促進
等に関する
法律(令和
四年法律第
三十七号。
以下「みど
りの食料シ
ステム法」
という。)
第二十五条
第二項に規
定する資金
を借り入れ
る場合にあ
つては九年
以内(据置
期間一年以
内を含む。)

二 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金(略称漁ろう作業省力化機器等設置資金)

- 1 動力式つり機の設置費用
- 2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用
- 3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用
- 4 巻取りウインチの設置費用
- 5 放電式集魚灯の設置費用
- 6 漁業用クレーンの設置費用
- 7 漁獲物等処理装置の設置費用
- 8 海水冷却装置の設置費用
- 9 海水殺菌装置の設置費用
- 10 漁業用ソナーの設置費用
- 11 カラー魚群探知機の設置費用
- 12 潮流計の設置費用

五百万円(動力式つり機を設置する場合にあつては一件につき五百万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては一台につき五百万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき二百万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては一台につき四百万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては一台につき五百万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては一台につき百八十万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては一台につき三百万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては一台につき五百万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては一台につき百五十万円、潮流計を設置する場合にあつては一台につき五百万円)

七年以内(据置期間一年以内を含む。)、農商工等連携促進法第十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。)、六次産業化法第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)、みどりの食料システム法第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。)

<p>三 前二号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金(略称 補機関等駆動機器等設置資金)</p>	<p>1 補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。以下同じ。)の設置費用 2 油圧装置の設置費用</p>	<p>五百万円(補機関を設置する場合にあつては一台につき四百万円、油圧装置を設置する場合にあつては一台につき五百万円)</p>	<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)、<u>農商工等連携促進法</u>第十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)、<u>農林漁業バイオ燃料法</u>第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。)、<u>六次産業化法</u>第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)、<u>みどりの食料システム法</u>第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
--	---	---	--

<p>四 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金(略称 燃料油消費節減機器等設置資金)</p>	<p>1 漁船用環境高度対応機関の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用</p>	<p>二千五百万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては一台につき二百万円、定速装置を設置する場合にあつては一台につき二十万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合には、一セットにつき千三百</p>	<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)、<u>農商工等連携促進法</u>第十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)、<u>農林漁業バイオ燃料法</u>第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。)、<u>六次産業化法</u>第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)、<u>みどりの食料システム法</u>第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
--	--	--	--

<p>五 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金(略称 新養殖技術導入資金)</p>	<p>農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費用又は生産費用 (3) 餌料の購入費用 	<p>四百万円(農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行う者(その者が団体である場合にあつてはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあつてはその会社)一人(一社)につき四百万円)</p>	<p>四年以内(据置期間二年以内を含む。)、<u>農商工等連携促進法</u>第十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては五年以内(据置期間三年以内を含む。)、<u>農林漁業バイオ燃料法</u>第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては五年以内(据置期間二年以内を含む。)、<u>六次産業化法</u>第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては五年以内(据置期間三年以内を含む。)、<u>みどりの食料システム法</u>第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては五年以内(据置期間二年以内を含む。)</p>
--	--	---	--

六 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金(略称 資源管理型漁業推進資金)

- 1 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置(漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等)を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用
- 2 1と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用
 - (1) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用
 - (2) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設(加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵等を含む。)の設置費用

千二百万円

十年以内(据置期間三年以内を含む。)、農商工等連携促進法第十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間五年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間三年以内を含む。)、六次産業化法第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間五年以内を含む。)、みどりの食料システム法第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間三年以内を含む。)

<p>七 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金(略称 環境対応型養殖業推進資金)</p>	<p>漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として魚網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用</p> <p>(3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>	<p>二千万円(漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、千二百万円)</p>	<p>十年以内(据置期間三年以内を含む。)、農商工等連携促進法第十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間五年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間三年以内を含む。)、六次産業化法第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間五年以内を含む。)、みどりの食料システム法第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間三年以内を含む。)</p>
<p>八 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金(略称 乗組員安全機器等設置資金)</p>	<p>1 転落防止用手すりの設置費用 2 安全カバー装置の設置費用 3 揚網機安全装置の設置費用</p>	<p>百五十万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあつては五十万円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては四十万円)</p>	<p>五年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>

九 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金(略称 救命消防設備購入資金)	1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーパブの購入費用 4 レーダートランスポンダの購入費用 5 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	百三十万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合には十万円、イーパブを購入する場合には六十万円、レーダートランスポンダを購入する場合には六十五万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合には一件につき百三十万円)	貸付けの内容の欄の1及び2については二年以内、同欄の3から5までについては五年以内
十 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金(略称 漁船転覆防止機器等設置資金)	1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板下の魚そうの設置費用	百五十万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合には三十万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合には百万円)	五年以内(据置期間一年以内を含む。)
十一 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金(略称 漁船衝突防止機器等購入等資金)	1 レーダー反射器の購入又は設置費用 2 無線電話の設置費用	百二十万円(レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき四十万円)	五年以内
十二 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金(略称 漁具損壊防止機器等購入資金)	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイをいう。以下同じ。)の購入費用	漁具の標識を購入する場合において、個人にあつては一人につき七十万円、団体又は会社にあつては一団体(社)につき百三十万円	五年以内

2 県が貸し付ける生活改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等ごとの貸付限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。

生活改善資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
一 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金(略称 生活合理化設備資金)	1 し尿浄化装置又は改良便そうの設置に必要な資材の購入費用	し尿浄化装置又は改良便そうを設置するのに必要な資材を購入する場合には三十万円	三年以内
	2 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。以下同じ。)設置に必要な資材の購入費用	自家用給排水施設を設置するのに必要な資材を購入する場合には十万円	二年以内
	3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合には十万円	二年以内
二 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金(略称 住居利用方式改善資金)	1 居室(居間、寝室、子供室、老人室等をいう。以下同じ。)の改造費用 2 炊事施設(炊事場、食事室等をいう。以下同じ。)の改造費用 3 衛生施設(浴室、便所、洗面所等をいう。以下同じ。)の改造費用 4 家事室等(家事室、更衣室、土間等をいう。以下同じ。)の改造費用	百五十万円(居室、炊事施設、衛生施設又は家事室等の既存の家屋内部の改造を行う場合)	七年以内

<p>三 婦人又は高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕、養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金(略称 婦人・高齢者活動資金)</p>	<p>1 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 2 機器等を使用して行う生産活動に要する費用^し (種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)</p>	<p>沿岸漁業の従事者の組織する団体一につき八十万円</p>	<p>三年以内</p>
---	---	--------------------------------	-------------

3 県が貸し付ける青年漁業者等養成確保資金の種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等ごとの貸付限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
<p>一 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金(略称 研修教育資金)</p>	<p>農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)</p>	<p>国内研修を受ける場合にあつては一人につき百八十万円。ただし、月額十五万円を限度とし、貸付研修期間は十二月を最大とする。 国外研修を受ける場合にあつては一人につき百万円</p>	<p>五年以内(据置期間一年以内を含む。) 五年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
<p>二 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金(略称 高度経営技術習得資金)</p>	<p>経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用(パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置(制御用コンピューター、各種センサー類)及び関連機器(制御装置と直接連動する部分に限る。))の購入費用等)</p>	<p>青年漁業者一人又は青年漁業者が組織する団体一につき百五十万円</p>	<p>五年以内</p>
<p>三 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金(略称 漁業経営開始資金)</p>	<p>農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用(漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。)</p>	<p>青年漁業者一人又は青年漁業者が組織する団体一につき二千万円(ただし、漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者として水産庁長官が定めるものの場合にあつては五千万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては八百万円)</p>	<p>十年以内(据置期間三年以内を含む。)、<u>農林漁業バイオ燃料法</u>第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内(据置期間三年以内を含む。)</p>

(昭五五規則五一・昭五七規則五三・昭六〇規則七・昭六一規則七一・昭六三規則一・昭六三規則六三・平元規則六九・平二規則四八・平四規則六・平四規則六八・平五規則七・平六規則二〇・平七規則二五・平八規則二七・平八規則六八・平一一規則二三・平一二規則

五七・平一三規則七・平一四規則三二・平一八規則四七・平二一規則三〇・平二一規則六五・平二三規則三一・平二四規則六一・令四規則三八・令四規則五五・一部改正)

(貸付金の合計額の限度)

第三条 一沿岸漁業従事者等に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、五千万円以内とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額以内とする。

(平六規則二〇・平一四規則三二・一部改正)

(借受資格)

第四条 沿岸漁業改善資金の借受資格を有するものは、沿岸漁業(無動力漁船及び総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業、漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業(総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行うものに限る。)及び水産動植物の養殖の事業に限る。以下同じ。)の従事者である個人、沿岸漁業の従事者である個人の組織する団体又は沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が二十人以下のものに限る。)であり、貸付けは、これらのもののうち各資金の種類ごとに当該資金の種類に属する資金内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれるものとして大分県沿岸漁業改善資金貸付基準(昭和五十四年大分県告示第千百五十七号)に定めるものに対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、農商工等連携促進法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う農商工等連携促進法第十二条第一項の認定中小企業者及び六次産業化法第六条第三項の促進事業者で六次産業化法第十一条第一項に規定する措置を行うものは、経営等改善資金(第二条第一項の表の一の項から七の項までに掲げるものに限る。)の借受資格を有するものとする。

3 沿岸漁業の従事者である個人の組織する団体のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの(婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)であること。

二 その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、借受資格を有しない。

一 大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)第二条第三号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(昭五五規則五一・平五規則七・平一四規則三二・平二一規則三〇・平二一規則六五・平二三規則三一・平二四規則六一・令四規則三八・一部改正)

(連帯保証人等)

第五条 県からの沿岸漁業改善資金の貸付け(以下「直接貸付け」という。)を受けようとするものは、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。

3 直接貸付けを受けようとするものが沿岸漁業従事者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによつて利益を受ける者(その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 前三項の規定にかかわらず、直接貸付けを受けようとするものは、第一項の連帯保証人を立てることができないと知事が認めるときは、連帯保証人を立てることに代えて、知事が適当と認める物件を担保に供することができる。

5 知事は、直接貸付けに係る債権を保全するため必要があると認めるときは、直接貸付けを受けたものに対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

(平六規則二〇・令四規則三八・一部改正)

(貸付資格の申請)

第六条 貸付資格の認定を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。第一号様式)に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(以下「事業計画書」という。第二号様式)(農商工等連携促進法第二条第四項の農商工等連携事業にあつては、農商工等連携促進法第五条第三項の認定農商工等連携事業計画を含み、農林漁業バイオ燃料法第二条第三項の生産製造連携事業にあつては、農林漁業バイオ燃料法第五条第二項の認定生産製造連携事業計画を含み、六次産業化法第三条第四項の総合化事業にあつては、六次産業化法第六条第三項の認定総合化事業計画を含み、みどりの食料システム法第二条第四項の環境負荷低減事業活動にあつては、みどりの食料システム法第二十三条第一項の認定計画を含む。以下同じ。)を添え、直接貸付けを受けようとする場合にあつては第十四条に規定する事務委託機関(以下「事務委託機関」という。)を、融資機関からの沿岸漁業改善資金の貸付け(以下「転貸貸付け」という。)を受けようとする場合にあつては融資機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 事務委託機関及び融資機関は、前項の規定により認定申請書(事業計画書を含む。以下同じ。)の提出があつた場合は、速やかに当該認定申請書を貸付資格の認定を受けようとするものが住所を有する市町村をその管轄地区内に含む振興局長(以下「振興局長」という。)に、認定申請書に直接貸付けを希望するときにあつては次条第一項に規定する貸付申請書を、転貸貸付けを希望するときにあつては第九条第一項に規定する沿岸漁業改善資金借入申込書の写し(以下この条において「添付書類」という。)を添えて送付するものとする。
- 3 第一項の場合において、直接貸付けを受けることを希望するものは、やむを得ない理由により認定申請書及び添付書類を事務委託機関を経由して提出することが困難であるときは、知事の承認を得て、振興局長に提出することができるものとする。
- 4 振興局長は、前二項の規定により認定申請書及び添付書類の送付があつた場合は、当該振興局に係る大分県沿岸漁業改善資金地区運営協議会(以下「地区運営協議会」という。)を設置しているときは、地区運営協議会の当該認定申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添えて知事に進達するものとし、地区運営協議会を設置していないときは、速やかに知事に進達するものとする。
- 5 知事は、地区運営協議会を設置していない場合において振興局長から認定申請書及び添付書類の進達があつたときは、大分県沿岸漁業改善資金中央運営協議会(以下「中央運営協議会」という。)に対し、当該認定申請に係る適否についての意見を求めるものとする。

(平二規則二一・平一二規則五七・平一五規則四四・平一六規則七一・平一八規則四七・平二一規則三〇・平二三規則三一・令四規則三八・令四規則五五・一部改正)

(県による貸付け)

第七条 直接貸付けを受けることを希望するもの(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、前条第一項の規定による認定申請書の提出と併せ、沿岸漁業改善資金貸付申請書(以下「貸付申請書」という。第三号様式)を事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 知事は、直接貸付けについて、前条第四項の規定による進達を受けた場合は、地区運営協議会又は中央運営協議会(以下「地区運営協議会等」という。)の意見を参酌して法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付資格の認定及び貸付の決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付の決定を行つたときは、申請者に対し、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書(第四号様式)及び沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(以下「貸付決定通知書」という。第五号様式)により通知するとともに、その旨を事務委託機関及び振興局長に通知するものとし、貸付けをしない旨を決定したときは、その旨を申請者、事務委託機関及び振興局長に通知するものとする。

(令四規則三八・全改)

(借用証書)

第八条 申請者は、前条第三項の貸付決定通知書を受け取つたときは、沿岸漁業改善資金借用証書(第六号様式)を事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

(平一二規則五七・平一六規則七一・令四規則三八・一部改正)

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

- 第九条 転貸貸付けを受けることを希望するもの(以下この条において「申請者」という。)は、融資機関に沿岸漁業改善資金借入申込書(第七号様式)を提出するものとする。
- 2 知事は、転貸貸付けについて、第六条第四項の規定による進達を受けたときは、地区運営協議会等の意見を参酌して、法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格の認定の決定を行い、申請者に沿岸漁業改善資金貸付資格認定書を交付するとともに、沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書(第八号様式)により融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、前二項の規定による沿岸漁業改善資金借入申込書の提出及び沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書の通知を受けた場合において、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うために必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書(第九号様式)を提出するものとする。
- 4 知事は、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書(第十号様式)を交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。
- 5 融資機関は、知事から沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(第十一号様式)を交付するものとする。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書(第十二号様式)を提出するものとする。
- 7 県貸付金の交付は、前項の規定による支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書(第十三号様式)を知事に提出するものとする。
- 8 県貸付金の償還期間等については、第二条各項の表の規定を準用する。この場合において、同条第一項の表(九の項、十一の項及び十二の項を除く。)中「七年以内(」とあるのは「八年以内(」と、「据置期間一年以内」とあるのは「据置期間二年以内」と、「九年以内(」とあるのは「十年以内(」と、「据置期間三年以内」とあるのは「据置期間四年以内」と、「四年以内(」とあるのは「五年以内(」と、「据置期間二年以内」とあるのは「据置期間三年以内」と、「五年以内(」とあるのは「六年以内(」と、「十年以内(」とあるのは「十一年以内(」と、「十二年以内(」とあるのは「十三年以内(」と、「据置期間五年以内」とあるのは「据置期間六年以内」と、同表の九の項中「二年以内」とあるのは「三年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、「五年以内」とあるのは「六年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、同表の十一の項及び十二の項中「五年以内」とあるのは「六年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、同条第二項の表中「三年以内」とあるのは「四年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、「二年以内」とあるのは「三年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、「七年以内」とあるのは「八年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、同条第三項の表の一の項中「五年以内(据置期間一年以内」とあるのは「六年以内(据置期間二年以内」と、同表の二の項中「五年以内」とあるのは「六年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、同表の三の項中「十年以内(据置期間三年以内」とあるのは「十一年以内(据置期間四年以内」と、「十二年以内(据置期間三年以内」とあるのは「十三年以内(据置期間四年以内」とする。
- 9 融資機関は、転貸貸付けを受けるものとの貸付契約を沿岸漁業改善資金借受者借用証書(第十四号様式)により行うものとする。この場合において、当該貸付契約に係る償還期間等は、第二条各項の表の規定を準用し、融資機関は当該転貸貸付けを受けるものに対し、知事が別に定める特約条項を遵守させるものとする。
- 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として転貸貸付けを受けるものに対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- 11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- 一 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - 二 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

13 既に貸付資格の認定を受けているものが当該認定に係る転貸貸付けを受けようとするときの第一項の規定の適用については、同項中「を提出する」とあるのは、「を提出するとともに、借入申込書の写し及び資格認定書の写しを知事に提出する」とし、第二項の規定は適用しない。

(令四規則三八・追加)

(事業実施報告書等)

第十条 直接貸付け又は転貸貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)は、貸付金の交付後三箇月以内(漁業経営開始資金にあつては六箇月以内)に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合は、貸付けの決定を行つた機関(知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。)の承認を得て、その期間を延長することができる。

2 借受者は、貸付金の使用完了後二十日以内に沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書(以下「事業実施報告書」という。第十五号様式)を貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、研修教育資金にあつては、研修終了(事業実施)報告書(第十六号様式)をもつて事業実施報告書に代えるものとする。

3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書(研修終了(事業実施)報告書を含む。以下同じ。)に個人別内訳を明記するものとする。

4 第二項の場合において、借受者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者であつて当該貸付けについて次の表の上欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する貸付けの条件を付されているものであるときは、同表中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。

貸付けの条件	区分	添付を要する証明書等の写し
一 機器等が <u>船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条第三項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第六十五条の六の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。</u>	1 機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書(<u>船舶安全法第九条第三項</u>)
	2 準備検査を受け、基準に適合していることを確認を受けた場合	準備検査成績通知書(<u>船舶安全法施行規則第六十五条の六第四項</u>)
二 <u>船舶安全法第五条第一項の定期検査、中間検査、又は臨時検査を受け、これに合格すること。</u>	1 定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書(<u>船舶安全法第九条第一項</u>)又は船舶検査手帳(<u>船舶安全法施行規則第四十六条</u>)
	2 中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
三 機器等が <u>船舶安全法第六条ノ五第一項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</u>	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書(<u>船舶安全法第九条第四項</u>)

5 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書(以下「県貸付金事業実施報告書」という。第十七号様式)を提出するものとする。

6 事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならないものとする。

(昭五五規則五一・昭六一規則七一・平五規則七・平一二規則五七・平一八規則四七・一部改正、令四規則三八・旧第九条繰下・一部改正)

(貸付資格認定の取消し)

第十一条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書(第十八号様式)により借受者に通知するとともに、借受者が転貸貸付けを受けているときには、融資機関に対してその旨を通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

(令四規則三八・全改)

(期限前償還)

第十二条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を定めて期限前償還を請求することができるものとする。

一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠つたとき。

三 県貸付金の償還金の支払を怠つたとき(借受者による沿岸漁業改善資金の償還を法第十条の規定により猶予していたことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(令四規則三八・追加)

(支払の猶予)

第十三条 法第十条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとするものは、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(以下「支払猶予申請書」という。第十九号様式)に知事が指定するものの証明書を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに、直接貸付けを受けたものにあつては事務委託機関を、転貸貸付けを受けたものにあつては融資機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により支払猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、支払を猶予することが相当と認めるときは、借受者に対し、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書(第二十条様式)により通知するとともに、事務委託機関又は融資機関及び振興局長に通知するものとする。

3 融資機関は、第一項の規定により支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに、当該申請書と併せて沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書(以下「貸付金支払猶予申請書」という。第二十一号様式)を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定により貸付金支払猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、支払を猶予することが相当と認めるときは、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書(第二十二号様式)を交付するものとする。

5 知事は、支払を猶予しない旨を決定したときは、その旨を前二項の規定に準じて通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて、支払を猶予しない旨を決定したときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

(令四規則三八・追加)

(事務委託機関)

第十四条 県は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。)の一部を大分県漁業協同組合に委託することができる。

(平一六規則七一・一部改正、令四規則三八・旧第十二条繰下)

(報告及び検査)

第十五条 知事は、必要があると認めるときは、借受者、融資機関若しくは事務委託機関から必要な報告を求め、又は当該職員に貸付金に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(平一六規則七一・一部改正、令四規則三八・旧第十三条繰下・一部改正)

(雑則)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(令四規則三八・旧第十四条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第七一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第六九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年規則第六八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第七一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第六八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第六九号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第五七号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第七号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第三二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に貸し付けている資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一五年規則第四四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第七一号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の規則に規定する様式用の用紙は、当分の間所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成一八年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第三〇号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第六一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年規則第三八号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に貸し付けている資金については、なお従前の例による。

附 則(令和四年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

(令4規則38・全改)

第1号様式(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日
大分県知事 殿

住 所 〒
TEL
氏名又は名称及び代表者名

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

第2号様式(その1)(第6条関係)

(昭55規則51・昭57規則53・昭60規則7・平元規則69・平6規則20・平11規則23・平14規則32・平15規則44・平21規則65・平23規則31・令4規則38・一部改正)

第2号様式(その1)(第6条関係)

経営等改善措置に関する計画 〔経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金用〕

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台(セット)数	単価	
			円	千円

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 設置計画

(1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

(2) 機器等を整備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

注 1 記入に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 資金の種類及び機器等の種類名称……「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類及び「遠隔操縦装置」、「レーダー」等の機器等の種類名称を記入する。
- (2) メーカー名称及び型式名称……機器の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入する。
- (3) 施工者名称……機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。

(4) 機器等の内容……機器の性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入する。

(例) 自動操だ装置	磁気コンパスパイロット式 操だ機、電動○KW
遠隔操縦装置	推進機関 ○kW用
動力式つり機	} ○漁業用 電動 ○KW 巻揚速度 m/min
ラインホーラー	
ネットホーラー	
漁獲物等処理装置	漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容
補 機 関	○用○kW(動力取出装置のみの場合にあつては、取出し出力を○kWとして記入する。)
漁 船 用 環 境 高 度 対 応 機 関	○kW
定 速 装 置	○用
安 全 カ バ ー 装 置	揚網機駆動軸カバー ○製 揚錨機カバー ○製
救 命 胴 衣	膨張式
漁獲物の横移動防止 装置	魚そう 長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。 荷止板 ○製 長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚 隔壁 ○製 厚さ○cm ○枚設置(防熱 ○材厚さ○cm) 漁溜め ○製 長さ○m×幅○m×深さ○m
レーダー反射器	多板組立式有効反射面積 ○m ² (吊下式)
無 線 電 話	○H○Z○W
灯 火 付 き プ イ	白色 ○W
レーダー反射器付き プイ	多板組立式有効反射面積 ○m ²

2 次の資料を添付すること。

- (1) 機器等について基準の示してあるものについては、基準を満たしていることがわかるカタログ、取扱い書若しくは設計図又はこれらのコピー
- (2) 別紙の収支計画(ただし、燃料油消費節減機器等設置資金のうち乗組員安全機

器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、及び漁具損壊防止機器等購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差し支えない。）

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(別紙)

収支計画

項目		最近1年間 (年度)	今後の予想			
			年度	年度	年度	
漁業部門	収入	販売高 合計(A)	千円	千円	千円	千円
	支出	販売手数料	千円	千円	千円	千円
		燃料費				
		漁具費				
		食料費				
		種苗費				
		餌料費				
		水代				
		函代				
		加工資材費				
		修理費				
		消耗品費				
		乗組員等給与				
		乗組員等保険料				
		漁船保険料				
営業費						
公租公課						
減価償却費						
その他						
	合計(B)					
	差引損益(A-B=C)	千円	千円	千円	千円	
漁業以外の事業	収入	千円	千円	千円	千円	
	支出 (うち減価償却)	()	()	()	()	
	差引損益(D)					
営業外の収支	営業外収入	千円	千円	千円	千円	
	営業外支出 (うち借入金利息)	()	()	()	()	
	差引営業外損益(E)					
	経常損益(F=C+D+E)	千円	千円	千円	千円	

償還計画

	沿岸漁業改善資金償還金(G)	千円	千円	千円	千円
償還財源	漁業部門差引損益(C)				
	経常損益(F)				
	漁業部門減価償却費(H)				
	差引余裕金(C+H-G)				
	差引余裕金(F+H-G)				

第2号様式(その2)(第6条関係)

(平6規則20・平21規則65・平23規則31・令4規則38・一部改正)

第2号様式(その2)(第6条関係)

経営等改善措置に関する計画(新養殖技術導入資金用)

1 総括表

申請者		購入設置費		①+②+③+④千円				
養殖水産動植物の種類								
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期		
				円	千円 ①	年 月 日から 年 月 日まで		
	種苗の購入	種苗の 大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
		cm		円	千円 ②	年 月 日		
	種苗の生産	費	費	費	費	費	合計	生産数量
千円		千円	千円	千円	千円	千円 ③		年 月 日から 年 月 日まで
餌料の購入	餌料の 種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
		kg	円	千円 ④	年 月 日			
訳	その他							
養殖技術の内容								
経営の概況	現在							
	今後							

注 1 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連絡先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

3 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式(又は浮沈式)養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。

4 経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

2 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

注 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

第2号様式(その3)(第6条関係)

経営等改善措置に関する計画 (資源管理型漁業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イー① 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカーの名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イー① 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者等のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ)ー① 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカーの名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(イ)ー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

イ 加工を行う場合
 (ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量(原料魚)	年間	t
加 工 の 方 法				

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者等のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予 定時期

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

注 水産資源の管理に関する取決めの写し並びに別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

第2号様式(その4)(第6条関係)

経営等改善措置に関する計画 (環境対応型養殖推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他の	

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカーの名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

注 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカーの名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

注 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し並びに別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

第2号様式(その5)(第6条関係)

(平5規則7・一部改正、平6規則20・旧第2号様式(その3)繰下、平18規則47・平21規則65・令4規則38・一部改正)

第2号様式(その5) (第6条関係)

生活改善措置に関する計画 生活合理化設備資金及び
住居利用方式改善資金用

1 総括表

申請者		家族員	構成人 うち沿岸漁業の従 事者 人
		世帯主との続柄	
経営の概況			

- 注 1 家族員の構成は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記入すること。
- 2 経営の概況は、基幹的な漁業種類、漁船漁業にあつては、使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては、養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数等並びに年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入する。

2 事業計画

事業の種類及び種目		改善を必要とする理由	
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	施行予定 着工 年 月 日 竣工 年 月 日	
工事内容		資材購入費	千円
		工事費	千円
		合計	千円

- 注 1 事業の種類及び種目は、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの(例えば、し尿浄化装置など)を記入する。
- 2 住居利用方式改善資金は、改善箇所の名称(例えば、居室、炊事施設など)を具体的に記入し、改善箇所が2以上ある場合は、その主要なものに◎をつけること。
- 3 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

4 水産業普及指導員の意見

注 貸付申請時に添付しておくこと。

第2号様式(その6)(第6条関係)

(昭55規則51・追加、平5規則7・一部改正、平6規則20・旧第2号様式(その4)繰下、平18規則47・平21規則65・令4規則38・一部改正)

第2号様式(その6)(第6条関係)

生活改善措置に関する計画(婦人・高齢者活動資金用)

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参 加 人 員		
		総 計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

注 構成員の年齢構成については、概況欄に記入すること。

2 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容	事 業 実 施 に 必 要 な 経 費			
	機器、設備、材料等	員 数	単 価	金 額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

注 活動の態様は、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

3 資金計画

総 事 業 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	その他
千円	千円	千円	千円

4 意見 (水産業普及指導員の意見)

--

注 貸付活動の態様及び内容に応じて、水産業普及指導員が記入すること。

第2号様式(その7)(第6条関係)

(平6規則20・追加、平21規則65・令4規則38・一部改正)

第2号様式(その7)(第6条関係)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画(研修教育資金用)

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
研修を受ける機関名又は漁家名(団体研修にあつては、派遣機関名)			
上記の所在地(住所)(国外研修にあつては、研修を受ける国)			
研修の名称(研修コース名)	教育・試験研究機関等研修 海外研修 漁家研修 資格取得講習(研修コース名)		
研修期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		

2 従業者の技能改善、資格取得計画(使用者)

	現 況	過去3年 実 績	将 来 計 画			
	年月日現在		年度	年度	年度	計
従 業 員 数	人	人	人	人	人	人
研修機関(部門) 研修人員	人	人	人	人	人	人
研修機関(部門) 研修人員	人	人	人	人	人	人
研 修 人 員 計	人	人	人	人	人	人

注 将来計画は、3年間について記載すること。

第2号様式(その8)(第6条関係)

(平6規則20・追加、平21規則65・令4規則38・一部改正)

第2号様式(その8)(第6条関係)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画(高度経営技術習得資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

2 導入する機器の利用計画

導入する機器の 利用計画	
-----------------	--

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

第2号様式(その9)(第6条関係)

(平6規則20・追加、平15規則44・平21規則65・平23規則31・令4規則38・一部改正)

第2号様式(その9)(第6条関係)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)

(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申請者		購入設置費		千円			
開始する漁業の種類							
内	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	総トン数 馬力数 kW	金額 千円	建造、取得又は改造の時期 年月日～年月日		
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価 円	金額 千円	購入又は設置時期 年月日～年月日	
	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価 円	金額 千円	購入又は設置時期 年月日～年月日	
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価 円	金額 千円	購入時期 年月日	購入先
	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価 円	金額 千円	購入時期 年月日	購入先
	その他						

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴：学校、研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画(年間)

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船 総トン数	漁 獲 量	販売金額	左の経営内容に達する までの年次計画
			t	kg	千円	
合 計						

注 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

第2号様式(その10) (第6条関係)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)

(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申請者				購入設置費	千円	
養殖水産動植物の種類						
内	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	総トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期	
			t kW	千円	年月日～年月日	
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年月日～年月日
内	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期 購入先
		cm		円	千円	年月日
訳	じ餌料の購入	じ餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期 購入先
			kg	円	千円	年月日
その他						

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴：学校、研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画(年間)

養殖魚種	養殖方式	期 間	養殖規模	生産量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
					千円	
合 計						

注 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

第2号様式(その11)(第6条関係)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)
(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申請者				購入設置費		千円	
開始する漁業の種類							
内	漁船の改造	総トン数馬力数	金額		改造の時期		
		t kW	千円		年月日～年月日		
内	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年月日～年月日	
内	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年月日～年月日	
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年月日	
内	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年月日	
その他							

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	経営規模及び販売金額			所得	
	漁業種類	使用漁船数 総トン数	漁獲量	販売金額	漁業所得
		t	kg	千円	千円
	計			計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船 総トン数	漁獲量	販売金額
			t	kg	千円
合 計					

注 各項目は、漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その 他
1年目		千円			
2年目					
3年目					
合 計					

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

第2号様式(その12) (第6条関係)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)
(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申請者				購入設置費		千円	
養殖水産動植物の種類							
内	漁船の改造	総トン数・馬力数		金額		改造の時期	
		t kW		千円		年月日～年月日	
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年月日～年月日	
内	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年月日	
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			kg	円	千円	年月日	
その他							

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額		
					千円	漁業所得	千円
						漁業外所得	
	計					計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

養殖魚種	養殖方式	期 間	養殖規模	生産量	販売金額
					千円
合 計					

注 各項目は、養殖魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その 他
1年目		千円			
2年目					
3年目					
合 計					

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

第3号様式(第7条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金(資金)を貸付願いたく申請します。

年 月 日
大分県知事 殿

住 所 〒
TEL
氏名又は名称及び代表者名

受付事務委託機関		年 月 日	番号
受理振興局		年 月 日	番号

資金	種類	償還 期間	据置 期間	資金交付 希望日	借受けようとする 事業費及び申請額		
					事業量	事業費	申請額
		年	年	月 日		千円	千円

連帯 保証人	住 所	氏 名	申請者との関係

担保 物件	
----------	--

償 還 計 画								事務委託 機 関
1年目		2年目	3年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

第4号様式(第7条、第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

年 月 日

殿

大分県知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸
漁業改善資金(資金)の申請については、これを認定します。

第5号様式(第7条関係)

(平6規則20・全改、平16規則71・平18規則47・平21規則65・一部改正、令4規則38・旧第3号様式繰下・一部改正)

第5号様式(第7条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請された沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けについては、下記のとおり決定する。

年 月 日
殿

大分県知事

事務委託機関		振 興 局	
--------	--	-------	--

資 金 種 類	貸付決定番号	貸付金額		
	第 年度号	千円		
償 還 期 限	年 月 日			
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要	
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日		
	第3回	年 月 日		
	第4回	年 月 日		
	第5回	年 月 日		
	第6回	年 月 日		
	第7回	年 月 日		
	第8回	年 月 日		
	第9回	年 月 日		
	第10回	年 月 日		
	第11回	年 月 日		
	第12回	年 月 日		
	計			
連 帯 保 証 人		ほか 人		
担 保 物 件				

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付予定日	年 月 日
----------	-------	---------	-------

第6号様式(第8条関係)

(平6規則20・平16規則71・平21規則65・一部改正、令4規則38・旧第4号様式繰下・一部改正)

第6号様式(第8条関係)

収入印紙
ちよう付
欄

受理		年	月	日
受理		年	月	日
貸付決定	番 号	年度 第 号		
	年 月 日	年	月	日

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 借 用 証 書

借 受 者 の 氏 名 姓 名		住 所		郡 市 町 村		大字		番 地	
借 入 金 額	千円	第1回	年	月	日				
		第2回	年	月	日				
借 還 期 限	千円	第3回	年	月	日				
		第4回	年	月	日				
		第5回	年	月	日				
		第6回	年	月	日				
		第7回	年	月	日				
		第8回	年	月	日				
		第9回	年	月	日				
		第10回	年	月	日				
		第11回	年	月	日				
		第12回	年	月	日				

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借りました。については、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事が別に定める特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを厳約します。

年 月 日
大分県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名



上記資金の借受けにつき、下記の者は、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事が別に定める特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏 名	印	住 所	氏 名	印	住 所
		郡 市 町 村 大字 番地			郡 市 町 村 大字 番地

- 注1 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等育成確保資金の別及びそれぞれの資金について大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条各項の表に掲げる種類を記載すること。
 2 借受者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
 3 知事(印)に定める特約条項を遵守すること。

第7号様式(第9条関係)

(令4規則38・追加)

第7号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金借入申込書

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金(資金)の借入を申し込みます。

年 月 日
融資機関の代表者 殿

住 所 〒
TEL
氏名又は名称及び代表者名

受 付 融 資 機 関		年 月 日	番号
-------------	--	-------	----

資 金	種 類	償還 期間	据置 期間	資金交付 希 望 日	借受けようとする 事業費及び申請額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

	住 所	氏 名	申請者との関係
連帯 保証 人			

担保 物件	
----------	--

償 還 計 画								事務委託 機 関
1年目		2年目	3年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

第8号様式(第9条関係)

(令4規則38・追加)

第8号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

大分県知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸
漁業改善資金(資金)の申請については、これを認定したので通知します。

第9号様式(第9条関係)

(令4規則38・追加)

第9号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

融資機関名
代 表 者

沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第3項の規定により、申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

(別添)

各漁業従事者等から提出のあつた借入申込書の写し及び資料等を添付

第10号様式(第9条関係)

(令4規則38・追加)

第10号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

大分県知事

年 月 日付けで申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについては、
下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の用途	

貸付金額
千円

貸付け決定日	貸付決定番号

*償還計画を別途作成添付

第11号様式(第9条関係)

(令4規則38・追加)

第11号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請された沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けについては、下記のとおり決定します。

年 月 日

殿

融資機関名
代 表 者

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額
			千円
償還期限		年 月 日	
償 還 方 法	償還期日		金額
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	
	第 3 回	年 月 日	
	第 4 回	年 月 日	
	第 5 回	年 月 日	
	第 6 回	年 月 日	
	第 7 回	年 月 日	
	第 8 回	年 月 日	
	第 9 回	年 月 日	
	第 10 回	年 月 日	
	第 11 回	年 月 日	
	第 12 回	年 月 日	
計			
連帯保証人		外 人	
担保物件			

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

第12号様式(第9条関係)

(令4規則38・追加)

第12号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

大分県知事 殿

融資機関名
代 表 者

年 月 日付け(貸付決定番号：)で貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

振込先：銀行名

口座番号

名義人

第13号様式(第9条関係)

(令4規則38・追加)

第13号様式(第9条関係)

収入印紙
添付欄

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

融資機関名
代 表 者 印

- 1 沿岸漁業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事が別に定める特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額		
			千円		
償還期限		年 月 日			
償 還 方 法	償還期日	金額	残高	備考	
	第 1 回	年 月 日	円	円	
	第 2 回	年 月 日			
	第 3 回	年 月 日			
	第 4 回	年 月 日			
	第 5 回	年 月 日			
	第 6 回	年 月 日			
	第 7 回	年 月 日			
	第 8 回	年 月 日			
	第 9 回	年 月 日			
	第 10 回	年 月 日			
	第 11 回	年 月 日			
	第 12 回	年 月 日			
計					

第14号様式(第9条関係)

(令4規則38・追加)

第14号様式(第9条関係)

収入印紙
添付欄

	受理	年	月	日
	受理	年	月	日
	受理	年	月	日
貸付決定	番 号	第 号		
	年月日	年	月	日

沿岸漁業改善資金借受者借用証書

資金種類		住所		郡市	町村	大字	番 号
借入金額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日		千円
千円		第2回	年	月	日		千円
		第3回	年	月	日		千円
		第4回	年	月	日		千円
		第5回	年	月	日		千円
		第6回	年	月	日		千円
償還期限		第7回	年	月	日		千円
年月日		第8回	年	月	日		千円
		第9回	年	月	日		千円
		第10回	年	月	日		千円
		第11回	年	月	日		千円
		第12回	年	月	日		千円

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。については、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事が別に定める特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名

印

上記資金の借受けにつき、下名は、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事が別に定める特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏名	印	住所
		郡市 町村 大字 番号

(注) 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条各項の表に掲げる種類を記載すること。

第15号様式(第10条関係)

(平11規則69・平16規則71・一部改正、令4規則38・旧第5号様式繰下・一部改正)

第15号様式(第10条関係)

沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書

年 月 日

大分県知事 殿

借受者住所

氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に借り受けた沿岸漁業改善資金については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金種類	借受金額
年 月 日	第 年度号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日	事業実施場所					
事業計画				事業実績		計画と実績との相違点とその理由			
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量		単価	支払金額	領収証番号
		円	円			円	円		
計				計					

- 注 1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したとき記入すること。
- 2 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要を、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
- 3 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収証の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
申請計画実績	円	円	円	円

注 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認(この表は、確認した機関が記載すること。)

貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過	
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名(責任者)				

第16号様式(第10条関係)

(平6規則20・全改、平11規則69・平18規則47・一部改正、令4規則38・旧第6号様式繰下・一部改正)

第16号様式(第10条関係)

研修終了(事業実施)報告書

年 月 日

大分県知事 殿

借受者住所

氏 名

年 月 日に借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番 号	借 受 日 年 月 日	借 受 額	研修の名称	研修期間
年 月 日	第 年度 号	年 月 日	千円		

2 研修の内容及び成果(国外研修の場合のみ記入すること。)

研修の内容	
研修の成果	

3 研修費使用状況

借 受 額	研修に要した額	残 額 (借受額－研修に要した額)	繰上償還額
千円	千円	千円	千円

4 振興局長の証明

沿岸漁業就業の有無	今後の指導援助事項
年 月 日	振興局長

注 研修を終了したことを証する書類を添付すること。

第17号様式(第10条関係)

(令4規則38・追加)

第17号様式(第10条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

大分県知事 殿

名 称
代表者

年 月 日に借り受けた沿岸漁業改善資金県貸付金により、沿岸漁業改善資金貸付業務を実施したので、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第10条第5項の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

沿岸漁業改善資金貸付金貸付実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額	円	貸付実行日	

(別添)

各沿岸漁業者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金事業実施報告書の写しを添付

第18号様式(第11条関係)

(令4規則38・追加)

第18号様式(第11条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

殿

大分県知事

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

--

第19号様式(第13条関係)

(平6規則20・平21規則65・一部改正、令4規則38・旧第7号様式繰下・一部改正)

第19号様式(第13条関係)

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付け貸付決定番号 年度第 号で沿岸漁業改善資金
を借り受けましたが、下記の通り支払の猶予を申請します。

記

資 金 の 種 類					
借 受 者 の 氏 名 又 は 名 称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

	償 還 期 日				金 額
	変更後の償還方法	第1回	年	月	日
第2回		年	月	日	千円
第3回		年	月	日	千円
第4回		年	月	日	千円
第5回		年	月	日	千円
第6回		年	月	日	千円
第7回		年	月	日	千円
第8回		年	月	日	千円
第9回		年	月	日	千円
第10回		年	月	日	千円
第11回		年	月	日	千円
第12回		年	月	日	千円
変 更 理 由					

注 1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。

2 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。

3 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条各項の表に掲げる種類を記載すること。

第20号様式(第13条関係)

(平6規則20・平21規則65・一部改正、令4規則38・旧第8号様式繰下・一部改正)

第20号様式(第13条関係)

沿岸漁業改善資金支払猶子決定通知書

支払猶子決定番号 年度第 号

年 月 日付け貸付決定番号 年度第 号で貸付決定した沿岸
漁業改善資金については、下記のとおり支払の猶子を決定したので通知します。

年 月 日

殿

大分県知事

記

資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償	還	期	日	金 額

	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

注 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金等の別及びそれぞれの資金について大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条各項の表に掲げる種類を記入すること。

第21号様式(第13条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

大分県知事

殿

年 月 日

融資機関名
代 表 者

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で借り受けしました沿岸漁業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資金の種類				
借入金額				
当初の償還方法	償 還 期 日			金 額
	第1回	年	月 日	千円
	第2回	年	月 日	千円
	第3回	年	月 日	千円
	第4回	年	月 日	千円
	第5回	年	月 日	千円
	第6回	年	月 日	千円
	第7回	年	月 日	千円
	第8回	年	月 日	千円
	第9回	年	月 日	千円
	第10回	年	月 日	千円
	第11回	年	月 日	千円
	第12回	年	月 日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日			金 額
	第1回	年	月 日	千円
	第2回	年	月 日	千円
	第3回	年	月 日	千円
	第4回	年	月 日	千円
	第5回	年	月 日	千円
	第6回	年	月 日	千円
	第7回	年	月 日	千円
	第8回	年	月 日	千円
	第9回	年	月 日	千円
	第10回	年	月 日	千円
	第11回	年	月 日	千円
	第12回	年	月 日	千円

(注) 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条各項の表に掲げる種類を記載すること。

(別添)

各漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付

第22号様式(第13条関係)

(令4規則38・追加)

